

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
08-24	家畜衛生防疫等対策事業	西農業振興センター
① 事業内容	(1) 畜舎環境改善のため、農家が実施する消毒剤、殺虫剤、乾燥剤等の共同購入の経費に対する助成 (2) 家畜の伝染性疾病（豚熱、炭そ、牛ウイルス性下痢症等）対策として農家実施するワクチン接種経費に対する助成 (3) 腸管出血性大腸菌（O-157）対策として農家が共同購入する生菌製剤（ボバクチン）の経費に対する助成	
② 事業対象者	(1) 兵庫六甲農業協同組合の組合員で、市内で肉牛の肥育または繁殖経営を営むもの。 (2) 兵庫県酪農農業協同組合またはハイクオリティミルク農業協同組合の組合員かつ市内在住者で酪農経営を営むもの。 (3) 兵庫六甲農業協同組合の組合員で、市内で養豚経営を営むもの。 (4) 別表1の頭羽数以上の家きんを市内で飼養するもの。	
③ 事業費	予算の範囲内	
④ 補助率	事業経費の30%以内とする。	
⑤ -1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）		
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） ・様式第2号の4、6、7		
⑥ -1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) ・総額（税込）が100万円以上の物品購入の場合、2者以上の見積書及びその結果。 ・購入金額10万円以上の発注を市外事業者にする場合、業者選定委理由書。		
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） ・様式第7～13号		
⑦ 関連法令等 ・家畜伝染病予防法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律		
⑦ 特記事項 ・本事業を行う事業主体は、(1)事業対象となる個人または法人、もしくは(2)兵庫六甲農業協同組合、兵庫県酪農農業協同組合、ハイクオリティミルク農業協同組合とする。ただし、(1)と(2)で重複して申請することはできない。 ・複数の補助事業者から申請があり、その補助申請額の合計が予算額を超える場合は、予算額を各補助事業者の事業費で按分した額を、各補助事業者への補助額とする。		

別表1 補助の対象となる家きんの飼養状況

鶏・あひる	100羽以上
だちょう	10羽以上